

《 資 料 5 》

- 介護予防・日常生活支援総合事業のみなし指定更新後の書類等の提出について
- 老人居宅生活支援事業等の届出について

1. 介護予防・日常生活支援総合事業のみなし指定更新後の書類等の提出について

平成27年3月31日以前に介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けていた事業所（サービス種別コード「A1」又は「A5」の事業所）は、平成27年4月1日より総合事業の「のみなし指定事業者」となっていますが、のみなし指定の有効期間は平成30年3月31日で終了となります。

のみなし指定の更新手続きを行った事業所は、のみなし指定の有効期間が終了した平成30年4月1日以降は、引き続き総合事業の予防給付型訪問・通所サービスで提供を行うこととなりますが、介護予防訪問介護（サービス種別コード「A1」）は予防給付型訪問サービス（サービス種別コード「A2」）に、介護予防通所介護（サービス種別コード「A5」）は予防給付型通所サービス（サービス種別コード「A6」）にそれぞれ変更となります。

つきましては、平成30年4月1日以降、予防給付型訪問・通所サービスの指定を受けている事業所におかれましては、指定に関する届出書（指定申請書、指定更新申請書、指定事項等変更届および廃止・休止・再開届出書等）は、長寿支援課支援係に提出していただくようお願いいたします。

※指定に関する届出書（指定申請書、指定更新申請書、指定事項等変更届および廃止・休止・再開届出書等）はホームページに掲載しています。

[ホームページ掲載場所]

下関市ホームページトップページ

→事業者の方へ

→保健・福祉

→福祉関係情報

→介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定申請等の手続き、指定申請書等について

【担当】

下関市福祉部長寿支援課 支援係

電 話：083-231-1340

FAX：083-231-1948

2. 老人居宅生活支援事業等の届出について

老人居宅生活支援事業について

【根拠法令：老人福祉法第14条等】

国及び都道府県以外の者が下表のサービスを実施するには、介護保険法に基づく指定申請等とは別に、老人福祉法に基づく届出が必要です。

老人福祉法		介護保険法上のサービス名	届出の時期			
名称	サービス名		開始	変更	廃止・休止	再開
老人居宅生活支援事業	老人居宅介護等事業	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・第1号訪問事業 	予め	変更から1月以内	廃止(休止)の1月前までに	再開次第遅滞なく
	老人デイサービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・地域密着型通所介護 ・(介護予防)認知症対応型通所介護 ・第1号通所事業 				
	老人短期入所事業	<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防)短期入所生活介護 				
	小規模多機能型居宅介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 				
	認知症対応型老人共同生活援助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護 				
	複合型サービス福祉事業	<ul style="list-style-type: none"> ・複合型サービス 				

老人デイサービスセンター等について

【根拠法令：老人福祉法第15条等】

国及び都道府県以外の者が下表の施設を設置するには、介護保険法に基づく指定申請等とは別に、老人福祉法に基づく届出が必要です。

老人福祉法		介護保険法上のサービス名	届出の時期			
名称	サービス名		設置	変更	廃止・休止	再開
老人福祉施設 (老人デイサービスセンター等)	老人デイサービスセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・地域密着型通所介護 ・(介護予防)認知症対応型通所介護 ・第1号通所事業 	予め	変更から1月以内	廃止(休止)の1月前までに	再開次第遅滞なく
	老人短期入所施設	<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防)短期入所生活介護 				
	老人介護福祉センター					

事業と施設の区分について

【施設】

(1) 老人デイサービスセンター

基本的なものを専用の設備により提供している場合は独立した「施設」として位置づけます。

(2) 老人短期入所施設

「短期入所のための専用居室、浴室及び食堂を専用の施設として有する」かつ「独立した施設として機能を果たしうる職員配置を有する」場合は「施設」として位置づけます。

【事業】

特別養護老人ホーム等に併設された設備が【施設】の要件を満たさない場合は「事業」として取り扱います。

各種届出様式について

下関市ホームページよりダウンロード可能です。

ホーム>事業者の方へ>保健・福祉>老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業・デイサービスセンター等の届出について

今後の取り扱いについて

- 今後開始（開設）、変更、廃止（休止）、再開の場合 ●規定通り
- 未届で既に開始（開設）している場合 ●届出日を開始（設置）日で記載
※届出日の下に赤字で提出日を記載
- 既に変更済みの事項を未届の場合 ●今後生じた変更事項から提出
- 未届で既に廃止（休止）している場合
●届出日を廃止（休止）の1月前で記載
※届出日の下に赤字で提出日を記載
- 未届で既に再開している場合 ●届出日を再開日で記載
※届出日の下に赤字で提出日を記載

【担当】

下関市福祉部長寿支援課 施設係

電 話：083-231-1168

FAX：083-231-1948